

使用前検査合格証

原規規発第 2107085 号

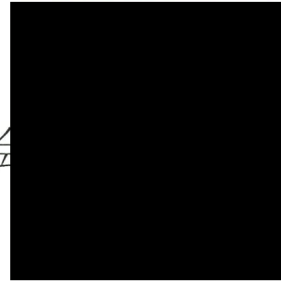
関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

平成30年9月13日付け関原発第269号（平成31年2月6日付け関原発第520号、2020年3月24日付け関原発第643号、2020年4月7日付け関原発第33号、2020年8月21日付け関原発第242号、2021年1月25日付け関原発第548号、2021年5月12日付け関原発第63号及び2021年5月21日付け関原発第128号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和3年 7月 27日

原子力規制委員会



使用前検査合格証

原規規発第 2107084 号
20180913保第31号

関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝 殿

平成30年9月13日付け関原発第272号（平成31年2月6日付け関原発第523号、2020年3月24日付け関原発第646号、2020年4月7日付け関原発第36号、2020年8月21日付け関原発第245号、2021年1月25日付け関原発第551号、2021年5月12日付け関原発第66号及び2021年5月21日付け関原発第131号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました電気工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定に基づき、合格とします。

令和3年7月27日

原子力規制委員会

経済産業大臣 梶山 弘志